

平成19年第1回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

請願文書表

受理番号	受理年月日	件名	請願提出者	紹介議員	要旨	付託委員会
130	19. 2. 19	川崎市麻生区はるひ野地区に隣接する「エコプラザ多摩」廃プラスチック中間処理施設建設画の見直しを求める請願	麻生区 はるひ野町内会エコプラザ対策部会 ほか8,432名	尾作 均 伊藤 久史 花輪 孝一 西村 英二 前田 紗子 猪股 美恵	廃プラスチック中間処理施設は、人体に有害な化学物質を放出することが広く知られています。 私たち麻生区はるひ野、黒川地区及びその近隣住民は、麻生区との境界線上に位置する、多摩市諏訪6丁目「エコプラザ多摩」内に3月末建設着工予定の、廃プラスチック中間処理施設の建設を見直すよう、川崎市議会として、多摩市長に意見書を出していただくことを、請願いたします。	環境委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
166	18. 12. 26	川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例（第11号）の改定に関する陳情	麻生区在住者	<p>政務調査費の使途につき、その透明性・公正性を確保するために、収支報告書に関係領収書原本の添付とその添付領収書原本も情報公開・開示の対象とするよう、「川崎市議会の政務調査費の交付等に関する条例」の以下条文の改定を要請します。また、併せて、その趣旨に照らし、条例全体の整合性を図るべく、関連条文についても改定を行ってください。</p> <p>1 第11条第1項、「3週間以内に議長に『関係領収書原本を添付の上』提出しなければならない」と改定する。</p> <p>2 第15条第1項、「規則で定めるところにより、当該収支報告書『ならびに添付領収書原本』を一般の閲覧に供しなければならない」と改定する。</p>	総務委員会

受付番号	受付年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
167	18. 12. 26	武蔵小杉再開発地域にアミューズメント施設やシネマコンプレックス等の設置を求めることに関する陳情	中原区在住者 ほか6,669名	<p>横須賀線小杉新駅が平成21年に開業するとともに、現在超高層マンションや多角的な商業施設の建設が行われ、新たなまちづくりに多くの区民が期待しています。</p> <p>中原区には現在映画館が一つもありません。南部地域の川崎駅周辺には東口のラ・チッタデッラやダイス、西口にはラゾーナなどに映画館を含む複合施設（シネマコンプレックス等）があり、北部地域では新百合ヶ丘の「新百合映画祭」などが知られています。</p> <p>小杉再開発地域にぎわい施設の設置を進める市として、本市の中間地点である小杉地区にアミューズメント施設やシネマコンプレックス等の設置の実現に向けての推進を強く陳情します。</p>	まちづくり委員会
168	19. 2. 1	川崎市長等特別職の退職金制度廃止に関する陳情	中原区在住者	川崎市長等特別職の退職金制度を廃止、または存続するのであれば大幅に減額すること。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
169	19. 2. 8	クレストフォルム武藏 新城5-1, 5-2開発計画 に対するアセス指導願 い他に関する陳情	高津区 ニコン跡地対策住民 の会	<p>高津区新作5丁目の2区画約4,200m²に株ゴールドクレス トがマンション新築を計画しております。当該地は同社が総 計4区画11,490m²を一括購入したニコン社宅跡地です。</p> <p>広大な敷地を事前の環境影響評価なしに開発をしてしまえ ば、住環境の悪化が懸念されます。私たちは事業者に「川崎 市環境影響評価に関する条例第72条に従ってアセスを行って ほしい」と何度も求めてきましたが、「残り2区画は計画がな く、売却するかもしれないで、それに当たらない」との回 答に終始しております。</p> <p>ところが、更に隣接地を購入するともいわれています。總 計すると少なくとも約14,000m²の広大な敷地になり、工期を ずらしてすべての工事が終わってしまえば、事前に環境影響 評価を行わなかった悪影響が、景観、緑、騒音、日照等に生 じると予想されます。</p> <p>なお、設置予定の3段機械式立体駐車装置は、鉄骨むき出 しの極めて景観の悪いものです。一事業者の利益のために、 川崎に住み続けている私たちの住環境が守られないおそれが あります。このままでは総体としてのアセスが危ぶまれます。</p> <p>つきましては、早期に真偽の確認を含め計画内容を明らか にさせ、アセスを行うよう強く指導いただきたく陳情いたし ます。</p>	環境委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
170	19. 2. 8	クレストフォルム武藏 新城5-1,5-2に付属す る3段機械式駐車装置 見直し等に関する陳情	高津区 ニコン跡地対策住民の 会	<p>高津区新作5丁目1-58、1-62の2か所に建設予定のゴールドクレストマンションは3段機械式立体駐車場を計画してい ます。</p> <p>1 装置自体の安全性とメンテナンスに疑問があると考えら れます。6mもの高さがありながら、道路までの距離はわ ざか60cmに満たないことから、圧迫感がある。道路までの 距離がほとんどないため、災害時などの危険性が増す、駐 車場内の軽度な事故でも道路までの距離がないため容易に 通行人が巻き込まれるおそれがある。鉄骨むきだしの外観 も住宅地にふさわしくなく、目隠しなどの処置はとられな い。</p> <p>2 接する道路が通学路であることへの安全性の問題、道路 が通学路になっているため通学する児童の安全確保の問題 が生じる。</p> <p>以上の理由で3段機械式駐車装置計画の見直しを求め、平 置き地下2段を希望します。</p> <p>ゴールドクレスト社の住民に対する資料提示や回答は要領 を得ません。詳細を明らかにし、改善を図るとともに、計画 の見直しを行うよう働きかけをお願いいたします。また、か かる状況下で建築上の手続きをこれ以上進めないようお願 い申し上げます。</p>	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
171	19. 2. 9	川崎社会保険病院の存続・機能充実を国に求める意見書の陳情	川崎区 川崎社会保険病院	<p>川崎社会保険病院は地域住民にとってかけがえのない病院となっており、よりいっそうの機能充実を求められております。</p> <p>救急医療をはじめ、中小企業で働く皆さんとその家族、地域住民の医療、健康増進に大きな役割を担っている同病院を公的医療機関として、よりいっそう機能充実と維持存続に向けて、貴市議会から国及び関係機関に意見書を提出してください。</p>	健康福祉 委員会

受付番号	受付年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
172	19. 2. 13	神奈川県最低賃金改定等についての陳情	川崎区日本労働組合総連合会神奈川県連合会 川崎地域連合	<p>平成19年度（2007年度）の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。</p> <p>1 神奈川県最低賃金の改定諮問を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、一般労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。</p> <p>また、産業別最低賃金の改定については、基幹産業労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。</p> <p>2 神奈川県の地域最低賃金は、時間額で1時間795円に引き上げること。</p> <p>3 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。</p>	市民委員会

受付番号	受付年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
173	19. 2. 16	小田栄西地区地区計画 に関わる地区計画制度 の運用と地区計画の内 容の見直しと旧県立川 崎南高校の有効利用に 関する陳情	川崎区 小田栄西地区地区計画 に関わる地区計画制度 の運用と地区計画の内 容の見直しと旧県立川 崎南高校の有効利用を 求める会 ほか216名	<p>次の事項を陳情します。</p> <p>1 小田栄西地区地区計画制度の運用の是正を求めます。 第31回川崎市都市計画審議会で小田栄西地区地区計画の 素案の策定の際に「地域住民の意見を十分に取り入れる作 業を怠ったとして、南高校などに対する市民の意見や提案 をとりまとめ、市として県に提案し働きかけていく」こと を条件に採択されました。この約束を守り、関連する地域 住民、とりわけ影響が及ぶと考えられる商店街に対して正 確な説明を行っていただくよう求めます。 かつ、地区計画制度がその主旨通りに運用されない条例 ならば、改正を求めます。</p> <p>2 小田栄西地区地区計画の内容の見直しを求めます。 県民の財産である旧県立川崎南高校の跡地に「まだ除却 とは決まっていない」としながら、商業地への売却を前提 に道路を計画し、かつ用途を変更しようとしている計画案 の見直しを求めます。</p> <p>3 旧県立川崎南高校の利活用を可能とする検討を求めま す。 旧県立川崎南高校を芸術家と地域住民の活動に利活用す る提案をいたします。同時に、利用可能なように計画の修 正及び手続上可能とする方法の検討を求めます。</p>	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
174	19. 2. 19	かわさき健康づくりセンター・トレーニングルームの利用時間を合理的に改正することに関する陳情	川崎区在住者	<p>かわさき健康づくりセンター・トレーニングルームの利用時間は、午前の部、午後の部、夜間の部と3分割されており、トレーニングを行う際に支障を生ずる場合が多いだけでなく、ルームランナー等の器具の使用も利用者間で競合するから、利用が制限される状態となっています。</p> <p>つきましては、トレーニングルームの利用時間を合理的に改正してください。</p>	健康福祉委員会